

入札参加資格審査申請書類の押印見直しについて

行政手続等にかかる押印の見直しに伴い、一般競争（指名競争）入札参加資格申請に係る提出書類の一部について、原則として提出書類への押印を省略できることとしましたのでお知らせします。

○押印（実印）を省略する文書

手続	押印省略文書	契約の種類
新規登録	入札参加資格審査申請書	工事・工事委託・一般委託・ 物品
	社会保険等加入状況に係る申告調書	工事のみ
更新登録	入札参加資格登録更新申請書	工事・工事委託・一般委託・ 物品
変更申請	変更届	工事・工事委託・一般委託・ 物品

※使用印鑑届・委任状・誓約書については、従前どおり押印が必要となります。

○適用日

令和6年6月1日以降に提出される書類から適用されます。

なお、当面の間は変更前の提出書類（押印したもの）でも提出は可能です。